

利用適正化計画（第 3 期）改定の論点と改定スケジュール

1. 昨年度までの主な議論

- (1) 登録引率者からのヒグマ活動期の小グループ利用機会拡大の要望を受け、小グループツアーを増枠した場合の運用上の課題を抽出するため、令和 4 年度より試行事業を夕方時間帯に実施していた。登録引率者からは、本格運用する際には午前中にも設定してほしいとの要望があった。
- (2) 近年植生保護期における利用者とヒグマの遭遇機会が増加しており、地上遊歩道の閉鎖が頻発する状況が続いている。地上遊歩道の利用機会の確保には課題があるが、安全側に立った判断が原則であることを改めて確認した。その上で、植生保護期の安全かつ安定的な運用は地域にとっても重要であるため運用方法を見直すべき、という意見が地域及び登録引率者から挙げられた。
- (3) 指定認定機関の赤字決算が続いており、認定事務手数料の適正化が必要であることを第 45 回利用のあり方協議会でご説明したところ、見直しの必要性について一定の理解が得られた。

2. 今回改定の論点

- (1) ヒグマ活動期（小グループ）の利用充実化（審査部会）
- (2) 植生保護期の安全対策、安定利用に向けた対策（あり方協議会）
- (3) 認定事務手数料の適正化（あり方協議会）

3. 審査部会（第 41 回・42 回）の開催状況とあり方協議会（第 46 回・47 回）の開催予定

(1) 審査部会

第 41 回（12 月 2 日）

- ・利用適正化計画改定の論点とスケジュールについては了承された。
- ・ヒグマ活動期の小グループ試行事業の見直しについて協議した。1 時間あたりに立ち入るツアー数の上限及び 1 日の立入上限人数の引き上げについて協議をしたが、継続審議となった。

第 42 回（1 月 8 日）

- ・ヒグマ活動期の運用計画及び当日受付・小グループ事業概要は異議なく決議された。
- ・ヒグマ活動期の小グループ試行事業の見直しを継続審議し、1 時間あたりに立ち入るツアー数の上限を 12 組及び 1 日の立入上限人数を 700 人とすることで合意を得た。また、試行事業は、令和 7 年度を準備期間に充て、令和 8 年度から実施すること、関係者が協力して試行事業の計画策定にあたることなどが決められた。
- ・植生保護期の安全対策、認定事務手数料改定について意見交換を行なった。

(2) あり方

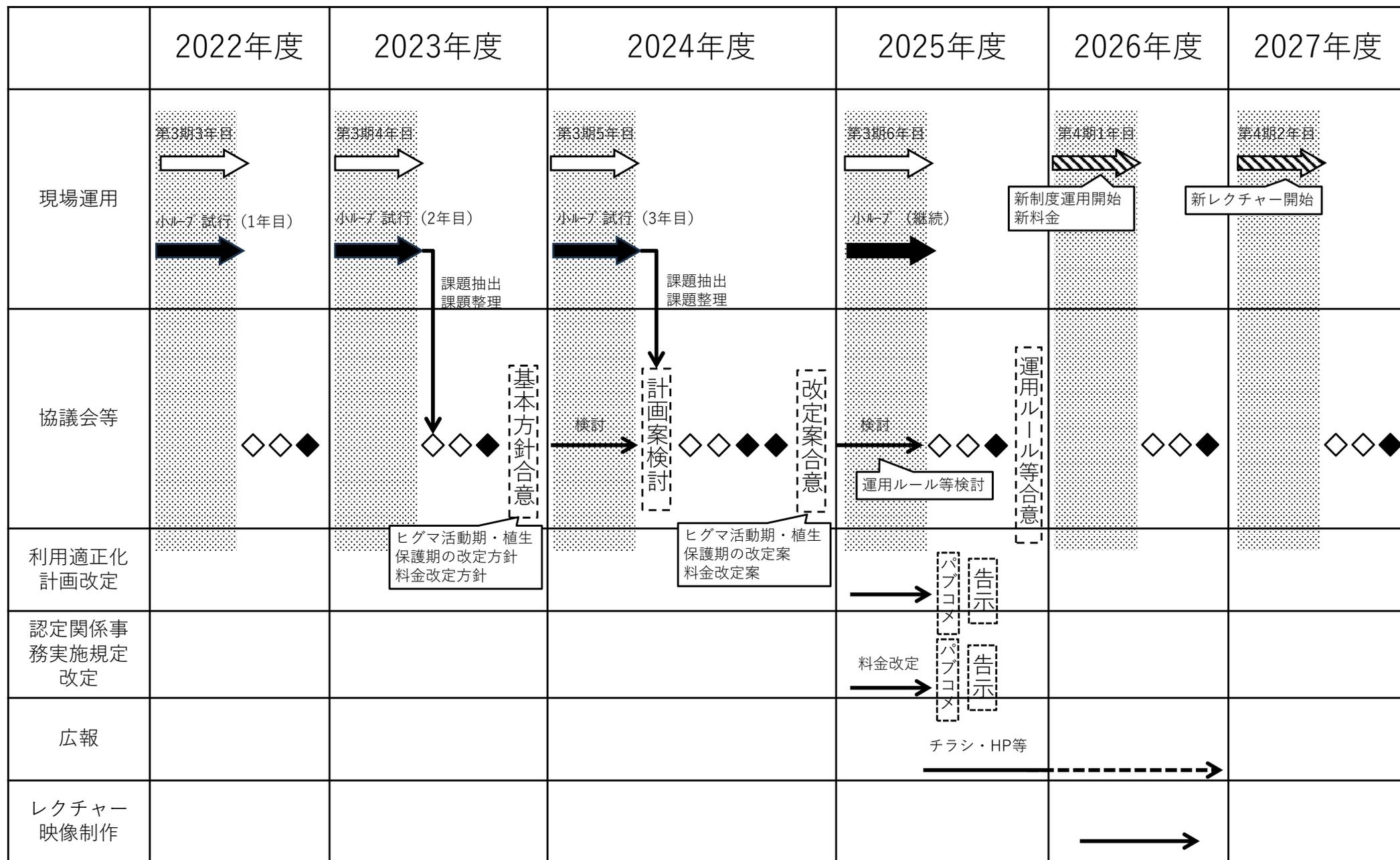
第 46 回 (1 月 21 日)

- ・利用適正化計画(第 4 期)施行までの検討事項の確認と検討スケジュールの確認
- ・植生保護期の計画の見直し、立入認定手数料の見直し及び利用適正化計画改定について協議

第 47 回 (3 月 7 日開催予定)

- ・利用適正化計画改定案、認定手数料の料金改定案の合意

4. 知床五湖利用調整地区利用適正化計画（第3期）改定に向けたスケジュール



凡例 ◇ 審査部会 ◆ あり方協議会